総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

1 日時

令和3年4月15日(木曜日) 午後3時5分開会、午後3時43分散会

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、 武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

鈴木担当書記、東根担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、金野併任書記

6 説明のために出席した者

総務部

白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長、山田財政課総括課長今野税務課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

議案の審査

議案第1号 令和3年度岩手県一般会計補正予算(第1号)

第1条第1項

第1条第2項第1表中

歳入 第9款

- 9 議事の内容
- ○岩渕誠委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

初めに、議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第1号)第1条第1項、同条 第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳入第9款を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

〇山田財政課総括課長 議案第1号令和3年度岩手県一般会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大防止を図りつつ、きめ細かく社会生活、経済活動を支えるため、ワクチン接種体制の強化、不安を抱える女性やひとり親家庭等への支援、宿泊代金等の割引や土産物店等でのクーポン券利用による観光応援など、緊急に対応が必要となる予算を計上したものです。

議案(その1)の1ページをお開き願います。まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42億2,736万1,000円を追加し、補正後現計を8,147億415万円とするものであります。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、2ページから3ページの第1表のとおりでありますが、これにつきましては予算に関する説明書により御説明いたします。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の3ページをお開き願います。まず、歳入について御説明申し上げます。

9 款国庫支出金のうち 2 項国庫補助金につきましては、2 目民生費補助金から 6 目商工費補助金まででありますが、これは生活福祉資金の増額、女性のためのつながりサポート体制の整備、低所得のひとり親世帯に対する給付金、ワクチンの接種体制の確保、いわて旅応援プロジェクトの推進などの事業に伴い財源を補正するものであり、これら国庫補助金の総額は 42 億 2,736 万 1,000 円の増額でございます。以上御説明したとおり、今回の補正で増額する歳入総額は 42 億 2,736 万 1,000 円となっております。

続きまして、4ページ以降の歳出につきましては、当委員会の所管に係るものではございません。以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

- ○**岩渕誠委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。
- ○佐々木順一委員 先ほど本会議で質疑がありましたが、令和3年度一般会計第1号補正 予算の中のいわて旅応援プロジェクト推進費についてお伺いします。

これは、国のGo To トラベル事業の予算の一部流用であると理解しております。 令和3年6月までのつなぎ事業と受けとめているわけでありますが、国が本格的にGo To トラベル事業を実施できない場合は、いわて旅応援プロジェクト事業の継続もあ り得るという答弁がありました。

いわて旅応援プロジェクト事業を実施する場合、ある意味で開始は容易にできるわけでありますが、万が一、新型コロナウイルス感染症の感染状況がステージ3相当になると、いわて旅応援プロジェクト事業を中止せざるを得ないということになります。始めるのは簡単だけれども、やめるのはなかなか難しいと思うのです。万が一、いわて旅応援プロジェクト事業が中止ということになる場合、最終的には知事が決定するわけでありますが、どのような審査過程でお決めになるのか、具体的にお知らせいただければと思います。

○白水総務部長 佐々木順一委員御指摘のとおり、いわて旅応援プロジェクト事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況がステージ3以上の場合、知事が中止などの具体的な対応を行うことになっております。ただし、感染状況をどのように判断するかということについて、人口10万人当たりの感染者数、病床の利用状況など、さまざまな指標がございますので、総合的に判断することになると思います。県では、知事をトップとする新型コロナウイルス感染症対策本部の本部員会議を開いておりますので、その場でありますとか、あるいは保健福祉部で専門家から意見を聴取するという場もございますので、そうした場をうまく活用しながら、最終的に知事が適切に判断できるようにしてまいりたいと考えております。

○佐々木順一委員 私は決してネガティブに言ったわけではなく、万が一のことに備えて 頭の体操はしておくべきだという意味で言ったわけでありますので、誤解のないようにお 願いしたいと思っております。

令和3年2月定例会において、令和3年度一般会計予算の可決に当たり、経済対策についても早急に検討、実施すべきだという意見が付されております。国の予算といえども、令和3年2月定例会から時間を置かずに令和3年度一般会計第1号補正予算を編成したことにつきまして、議会の附帯決議に一定の配慮をしたものと受けとめております。私個人としては、附帯決議に応えてくれたことに対しまして、財政当局に敬意を表したいと思っております。

全国知事会は、Go To トラベルについて、県単位や東北ブロック単位でやれるものはやるべきだということを再三要望してきており、かなり前から、知事も同じような表現で主張してこられたわけです。全国知事会の要請が実現し、これは全国知事会の一つの成果ではないかと思っております。

以前の常任委員会でもお聞きしましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金について、令和2年度予算の未執行分43億円を国において繰越の手続をしたという ことであったと思います。

一方、先般の全国知事会では、全国で 6,000 億円程度の予算が不足するといっております。47 都道府県の積み上げで 6,000 億円という数字を出したわけでありますので、本県ではどの程度足りないのか、不足が見込まれる主な事業と予算額をお答えいただきたいと思います。

〇山田財政課総括課長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用状況 でございますけれども、令和3年度当初予算に218億円を措置しておりまして、現在の交付限度額が265億円ですので、佐々木順一委員御指摘のとおり、46億円余を活用できる状況となっております。

今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係るものとして 10 億円、事業継続に 困っている中小企業等への支援に 50 億円、経済活動の回復、経済行動の転換等に 40 億円 程度を要すると見込んでおり、潜在的な需要は 100 億円ほどと思われます。 100 億円と 46 億円余の差額を不足額として全国知事会に要望させていただきました。

○佐々木順一委員 その額の予算を獲得するために、今後、我々も努力しなければならないと思います。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大における第4波が到来しているともいわれております。緊急事態宣言が解除されたとはいえ、各地がまん延防止等重点措置の実施区域とされております。まん延防止等重点措置の実施区域は拡大の傾向にあり、最悪の場合、緊急事態宣言の発令も否定できない情勢となるかもしれないといわれております。対策を講じなければ、本県がまん延防止等重点措置の実施区域になることも否定できないと思っております。

本県が緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の実施区域になった場合に、飲食店に対する営業時間の短縮要請や休業要請が行われます。すると、感染拡大防止協力金が発生します。現在のルールでは1日当たり4万円となっており、負担割合は国が8割、都道府県が2割とされております。本県だけに限って見ますと、接待を伴う飲食店あるいは酒を提供する飲食店の事業者数は約5,700軒です。わかりやすく6,000軒とすると、単純計算で1日当たり2億4,000万円となります。仮に緊急事態宣言が1カ月続くと72億円となり、8対2の割合で計算しますと、県が14億数千万円を、国が57億数千万円を負担しなければならないということになります。盛岡市に限って見ると、事業者数は県の3分の1程度でありますから、それ相応の負担が伴います。いずれにしろ、ある程度の財源は確保しておかなければならないと思っております。

持続化給付金、中小企業等事業継続家賃補助金がなくなり、今あるのは地域企業経営支援金支給事業費補助だけです。地域企業経営支援金支給事業費補助は6月30日が申請の締め切りでしたので、以降は事業者に対して直接現金を交付する事業がなくなるわけです。 観光業、飲食業、宿泊業の方々が手を打つわけでありますが、これからさまざまな要望が出てくる可能性を否定できないと思います。

万が一に備えて、本県が緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の実施区域になった場合の協力金等の財源をキープしておかなければならない一方、経済対策も実施しなければならない状況にあるということですので、どちらも実現できる財源を確保していかなければならないわけです。財務を預かる総務部長は、どういった考えで財源確保、予算の編成に取り組んでいかれるのか、お聞きしたいと思います。

○白水総務部長 非常に重要な指摘をいただいたと思っております。山田財政課総括課長が答弁いたしましたとおり、今のところ活用できる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は46億円ございますけれども、そのうち県単独分が43億円ございます。

佐々木順一委員の御指摘のとおり、仮に本県が緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置 の実施区域となり、飲食店に対して営業時間の短縮の要請等をした場合は、協力金等を支 払わなければならないこととなります。協力金等について、8割は国の財源を充てられるのですけれども、2割は都道府県で負担をしないといけない。都道府県の負担分について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の県単独分の残額を充てられますけれども、宮城県の場合は、それでもなお足りなかったということで、一般財源である財政調整基金等を取り崩して対応したと聞いております。そうした事例を踏まえますと、持続的な財政運営のためには、協力金等を支出する場合に備えて、ある程度の財源を確保しておかないといけない。一方で、佐々木順一委員が指摘されましたとおり、経済対策を適時適切に講じていかないといけないということでございますので、財源の確保と経済対策とのバランスを見ながら財政運営を行うことが求められている状況でございます。

どのように対応していくかということでございますけれども、佐々木順一委員からも御指摘いただきましたとおり、全国知事会から国に対し、6,000 億円の財源が不足しているという話をしておりまして、そのうち、本県は50 億円余が不足していると発表しているところでございまして、全国知事会を通じて、引き続きしっかりと国に働きかけをしてまいりたいと思います。国でもさまざまな動きが出てきているようでございますので、国の動向を注視しながら、適時適切なタイミングで経済対策を進めながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策、検査体制の確保に努めてまいりたいと考えております。

- 〇岩崎友一委員 確認ですけれども、いわて旅応援プロジェクト推進費の 36 億 5,789 万 1,000 円の財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でしたか。
- 〇山田財政課総括課長 いわて旅応援プロジェクト推進費の財源についてでありますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ではなく、国土交通省所管の 訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金です。Go To事業の親元の財源となっております。
- ○岩崎友一委員 勘違いしておりました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であれば、まず県への配分額が決まり、それから事業申請するという手続があったと思うのですが、訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金について、国からの補助金が交付されるタイミングはどのような感じなのでしょうか。
- 〇山田財政課総括課長 国からの国庫の内示につきましては、既に国土交通省に予算外と して申請しておりまして、令和3年度一般会計第1号補正予算の議決直後から事業が開始 できる状況となっております。
- ○**岩崎友一委員** 実際に国から県に補助金が交付されるタイミングは、いつになるのですか。
- 〇山田財政課総括課長 いわて旅応援プロジェクト推進費につきましては精算制をとっておりますので、精算の都度、国から補助金が交付されると思われます。
- ○岩崎友一委員 なぜ確認したかというと、先ほど佐々木順一委員から話がありました地域企業経営支援金支給事業費補助が、まだ事業者に届いていないのです。今回の事業で宿

泊客が増加すれば、事業者には食材の仕入れ等の支払いが発生します。事業者の経営は厳しい状況ですから、少しでも早く補助金を届ける必要があると思っています。歳出は商工労働観光部の管轄かと思うのですが、補助金が早く事業者に届くように、総務部と商工労働観光部とが連携して取り組んでほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○工藤大輔委員 私も、いわて旅応援プロジェクト推進費にかかわってお伺いしたいのですが、緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の実施区域に含まれないすべての自治体が同様の事業を実施すると思いますが、それで間違いないでしょうか。

東北デスティネーションキャンペーンが令和3年4月からスタートしていますが、全国 の各道府県が同様の事業をするということになると、東北デスティネーションキャンペー ンには期待できないと思うのです。宮城県で新型コロナウイルス感染症の感染者が急拡大 している状況の中で、観光客は宮城県を越えて北上しづらいのではないかと思います。

また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う外国人観光客の増加が期待できないということになれば、令和3年度の当初予算を審議していた時期と現在とでは、大きく現状が変わっています。県の観光施策、経済施策の考え方を変えて、補正予算の編成をしていかなければならないだろうと思います。

令和3年度一般会計第1号補正予算が本臨時会に提案されたわけですが、さらに先を見据えて、先手を打っていかなければならないと思います。今後どのように施策を展開していくのか、考えをお伺いしたいと思います。

○白水総務部長 工藤大輔委員から非常に重要な御指摘をいただいたと思っております。 まず、観光につきまして、この4月から東北デスティネーションキャンペーンが始まった ところでございますけれども、工藤大輔委員も御指摘のとおり、宮城県、山形県などでの 新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大している状況です。いわて旅応援プロジェクト 推進費は、感染対策も十分講じた上で、県民の皆さんに県内の宿泊施設等を利用していた だいて経済を活性化していくという考え方でございます。

東北デスティネーションキャンペーンは秋までですので、それ以降どうするのかという 課題もございます。ある程度長期的なスパンで、商工労働観光部とともにしっかり考えて いかなければならないと思っております。

令和2年度は全体を通じて非常に厳しい状況でございましたけれども、飲食業、宿泊業、 小売業の一部などの業種が特に厳しい状況でございました。そうした状況もしっかり分析 しながら、特に厳しい状況に置かれている業種の事業者等にどういった支援を講じたらい いのかということを見きわめつつ、適切な対策を講じてまいりたいと思っております。

一方で、先ほど佐々木順一委員に御答弁させていただきましたとおり、財源の確保も課題になってきております。国が補正予算を編成して県の財源が増加すればさまざまな対策をやりやすくなりますので、そういったこともあわせて考えながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○工藤大輔委員 いわて旅応援プロジェクトが延長されるかどうかは、期限の直前にならないと判断されないのではないかと思います。7月、8月の東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中には、県への観光客の増加はなかなか見込めない。9月には東北デスティネーションキャンペーンが終わる。10月以降どうするかということを1カ月単位で考えていかないと、県内の事業者には、ボディーブローのように苦しさが効いていきます。

また、人が多く観光等で訪れる地域もあれば、そうでない地域も必ず出てきます。事業の効果をしっかりと検証しながら、関係する部局と調整を行い、次なる施策を展開していただくよう要望したいと思います。

○飯澤匡委員 他の委員の質問と同じような趣旨なのですけれども、新型コロナウイルス 感染症対策に係る全国知事会の要求が国で認められたということは、財源の確保について、 その道筋が一定程度明るくなったのではないかと思料します。

これまでさまざまな予防対策、経済対策を行ってきているわけですが、国からの財源が示される都度、全国の自治体の対応などを踏まえて対応していては、対策の効果が出にくいのです。訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金について、かなり希望を持ってありがたいという方々はいらっしゃいますが、修学旅行のための借り上げバスは補助の対象となるのかなど、細かい点がいろいろと出てきます。県の方針をしっかり掲げて対応していくべきで、国からの財源が交付される都度の対応では、なかなか効果が上がらないのだろうと思います。

あわせて、農業やその他の産業に関しても、しっかり育てていかなければなりません。いわて県民計画 (2019~2028) のアクションプランにおいて毎年施策を見直すことになっていますが、現在は非常時です。いわて県民計画 (2019~2028) に沿って施策を展開することも大事なのでしょうけれども、非常時の中で岩手県はどうあるべきだという方針を定めてやっていかなければだめなのではないかと思います。

加えて、新聞報道を見ましたら、コロナ禍の影響で世界各国の出生率が13%から15%低下しているということで、いわて県民計画(2019~2028)にも大きく影響が出ると思うのです。そういうこともあわせて、岩手県のあり方を総務部でも機動的に考えていかなければならないのではないかと思います。

整理しますと、全国知事会を通じて国に地方からの声が届き、財源の確保については道筋が見えてきた。岩手県の産業や人材育成を含めて、短期的な方針と長期的な方針を練って対応するべきだと思います。その都度対応するだけではどこかで不満の声が出てくるし、効果も薄いのではないかというのが私の考えですが、いかに考え、どのように対応していきますか。

○白水総務部長 重要な御指摘をいただいたと思っております。飯澤匡委員の指摘のとおりでございまして、令和2年度は、我々も試行錯誤しながら対策を進めてきたわけでござ

います。国からの財源が何回かに分けて交付されたわけですけれども、その都度、交付額に応じた対策を考えざるを得なかった側面はあると思います。国からは、基本的に予算の繰越はだめだといわれておりましたので、交付された額を交付年度に使い切らないといけないということもあり、中長期的な視点に立って対策を講じられたかというところについて、我々もしっかり反省をしなければならないと考えているところでございます。

令和3年度に入りまして、国からの交付金にはまだ不透明なところはありますけれども、 昨年度の経験もございますので、飯澤匡委員の御指摘のとおり中長期的に考えていかない といけないと思っております。融資の制度も、初年度であれば、とりあえず融資というこ とでよかったでしょうけれども、これが長期になってくると、融資ばかりというわけには いかなくなってくると思います。農業、観光など含めて、さまざまな課題が出つつある時 期だと思っております。

年度がスタートしたところですので、飯澤匡委員の御指摘も踏まえて、中長期的な視点での対策の検討を進めつつ、あわせて、適時適切なタイミングで補正予算等の措置をして必要な対策を講じていきたいと考えております。

○飯澤匡委員 令和3年2月定例会で、佐々木努議員から、他県において消費喚起を目的 とした各種クーポンに係る施策を切れ目なく行っている例を紹介していただきました。系 統立てた政策というのは、県民に対するアピール効果が大きいと思います。

私は、昨年度より今年度、今年度よりさらに来年度の方が、コロナ禍が経済界に与える 影響が大きくなるのではないかと思います。燃料価格も高止まりの状況となっています。 持続化給付金もいつまで受給できるのかわかりません。持続化給付金が打ち切られた場合 に、会社の業務形態自体を大きく変更せざるを得ない会社が出てきます。そうしますと、 県の業態の構造自体が大きく変わっていく可能性が出てきます。これは昭和、平成の年代 ではなかったことです。そうしたことが短期的に起こる可能性があるということを十分に 考えながら、対策を講じていかなければならないと思います。

今年度は、かなりの勢いで社会自体が大きく変わるような感じがしています。県の立場で、今だからこそ力を入れなければならない大事な部分をしっかり押さえていかないと、5年後、10年後に大変なことになってしまうのです。しっかり意識してやっていただきたいと思います。

○岩渕誠委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いた しました。

次に、議案第2号岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求める ことについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○今野税務課総括課長 議案第2号岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に 関し承認を求めることについて御説明申し上げます。

議案(その2)の1ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております岩手県県税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてにより御説明させていただきます。

1の提案の趣旨についてでありますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日公布され、県税関係部分の一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、岩手県 県税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決 処分をしたため、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

次に、2の条例の内容についてでありますが、まず(1)の不動産取得税関係については、 サービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置等の適 用期限を延長したものです。

次に、(2)の軽油引取税関係についてですが、一定の用途に供する軽油の引き取りに係る課税免除の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長したものです。

次に、(3)の自動車税関係のうち、アの環境性能割関係についてですが、税率区分を改めたほか、自家用の乗用車に係る税率の特例措置の適用期間等を延長したものです。また、イの種別割関係については、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対して課する税率の特例措置の対象となる範囲を改め、並びに令和3年度及び令和4年度に初回新規登録を受けた環境負荷の少ない自動車に対して課する当該登録の翌年度に係る税率の特例措置を講じたものです。

次に、(4)のその他については地方税法の一部改正に伴い、所要の整備をしたものです。 最後に、3の施行期日等についてでありますが、令和3年4月1日から施行し、及び所 要の経過措置を講じたものです。以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い 申し上げます。

- ○岩渕誠委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○岩渕誠委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を承認することに決定いた しました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。